

公園遊具等安全点検及び応急措置業務委託 仕様書

公園遊具等安全点検及び応急措置業務委託の仕様は次のとおりとし、これにより委託業務を実施するものとする。

1 業務上の注意

- (1) 受注者は来園者に損害等を与えないように留意して、作業を行わなければならない。
- (2) 受注者は人身事故、又は第三者に損害を与える事故が発生した場合は応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故の内容等について遅滞なく監督員に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、仕様書に疑義が生じた場合は、全て監督員と協議し、その指示に従わなければならぬ。また、仕様書に明記してなくとも、業務施行上必要な事項は、監督員の指示に従わなければならない。

2 点検の対象

本市が管理する公園等のうち指定した公園等（別表のとおり）における遊具施設、ベンチ等の休養施設、照明柱、トイレ、看板、フェンス、その他の施設とする。

3 遊具等の安全点検

受注者は、各施設の点検を令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に行わなければならない。

4 点検の内容

次に定める事項により、各施設の点検を行わなければならない。

(1) 点検項目

主な点検項目は、次のとおりとする。

①コンクリート及びこれに類するもの

- (ア) ひび割れを生じていないか。
- (イ) モルタル等の上塗りが剥離していないか。
(目視によらずハンマー等で衝撃を与える。)
- (ウ) 沈下又は傾斜が生じていないか。
- (エ) 塗装のいたみはないか。
- (オ) 破損、崩壊、剥落のおそれはないか。
- (カ) 落書きはないか。
- (キ) 性能、機能に支障はないか。
- (ク) その他

②鉄製・ステンレス製・鋳造類

- (ア) 部材の亀裂、破損はないか。
- (イ) 塗装面に錆が浮いていないか。
- (ウ) 作動部分の摩減、油切れはないか。
- (エ) ボルト、ナット等接合部の緩み、外れはないか。

- (オ) 基礎部分の浮き上がりはないか。
- (カ) 落書きはないか。
- (キ) 性能、機能に支障はないか。
- (ク) その他

③木製、FRP製及びプラスチック製等これに類するもの

- (ア) 塗装のいたみはないか。
- (イ) 腐食部分はないか。
- (ウ) 接合部の外れはないか。
- (エ) 部材や部品（ボルト、ナット等）の脱落はないか。
- (オ) 部材の損傷はないか。
- (カ) 性能、機能に支障はないか。
- (キ) 構造、形態に変わりはないか。
- (ク) その他

④ロープ等

- (ア) 切れはないか。
- (イ) 亀裂、磨耗はないか。
- (ウ) 接合部等
- (エ) その他

（2）主な遊具の点検項目

①ブランコ

- (ア) 板の破損
- (イ) 留め金具の緩み
- (ウ) チェーンの摩滅
- (エ) 板と地表との間隔
- (オ) 基礎部の腐食
- (カ) 吊り金具の状況（ペアリング破損の有無）

②滑り台

- (ア) 階段部の表面、裏面の腐食
- (イ) 滑り面の状況（継ぎ目、裏面も含む。）
- (ウ) 側板の腐食（継ぎ目も含む。）
- (エ) 溶接部分の状況
- (オ) 支持部分の腐食、ぐらつき

③鉄棒

- (ア) 鉄棒及び支柱の緩み
- (イ) 腐食
- (ウ) 取付金具の状況
- (エ) 支持部分の状況
- (オ) 基礎部の腐食

④シーソー

- (ア) 板の状況

(イ) 取っ手の緩み

(ウ) 支持金具の状況

⑤木製遊具

(ア) 部材の割れ、さざくれの状況

(イ) 腐食

(ウ) 複合遊具各部の点検

⑥プラスチック、FRP等の遊具

(ア) 材の剥離、脱落

(イ) ひび割れの状況

⑦ジャングルジム、ラダー

(ア) 基礎部の腐食

(イ) 接合部の状況

⑧その他の施設

(ア) 腐食

(イ) 脱落

(ウ) 破損

(エ) 亀裂

(オ) 基礎部の状況

(3) 遊具等点検項目ごとの状態判定

遊具等ごとの状態判定を次の基準に基づいて行うこと。

①遊具等の状態判定基準

判定は「安全性」、「機能性」、「美観」の3観点から、状態の良い順位a、b、cの3段階で行う。

(ア) 安全性

a : 使用に差し支えない。

b : 安全性が損なわれる症状が出始めている。

c : 安全性に欠け、倒壊、転倒、脱落等のおそれがある。

(イ) 機能性

a : 使用に差し支えない。

b : 機能が低下し始めている。

c : 機能が低下し利用に支障がある。

(ウ) 美観

a : 美観上ほとんど問題なし。

b : 美観上、多少の問題あり。

c : 汚れ、落書き等がひどく、美観が損ねられている。

②健全度設定

上記の「安全性」、「機能性」、「美観」の判定に基づいて、健全度を設定する。なお、設定に際しては、下表に準じて設定すること。

安全性	機能性	美観	健全度	備考
a	a	a	A	・全体的に健全である。

				<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
b	b	a	B	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
c	b	b	C	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
c	c	c	D	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

5 施設利用案内表示の確認

各施設の点検時に、対象年齢及び製造年月の表示の有無を確認し、内容について点検表に記載すること。

6 遊具等安全点検表等の作成

様式第1 遊具等別安全点検総括表

様式第2 公園別遊具等安全点検総括表

様式第3 公園遊具等安全点検表

様式第4 A～D 公園別健全度別遊具等一覧表

様式第5 (参考様式) 健全度整理表

様式第6 緊急時応急措置処理・使用禁止一覧表

その他 遊具等の現況写真

写真撮影等の手順は次のとおりとする。なお、写真は必ずデジタルカメラ（1280×960ドット以上）で撮影し、公園名と日付を記入した黒板を掲示するとともに、写真そのものに日付が入るようにすること。その際、黒板が設備を隠してしまうことがないよう注意のこと（極力黒板のサイズは小さくすること）。

- (1) 園名盤の撮影（全ての公園）
- (2) 公園の全景の撮影（全ての公園）
- (3) 遊具施設等（全景）の撮影（全ての遊具施設等）
- (4) 異常箇所（拡大）の撮影

7 健全度Dの処理

健全度がDの遊具等のうち、特に緊急性の高いと判断したものについては、ただちに使用禁止の標識を設置し、施設使用が不可能となる物理的措置を施すとともに、その状況を写真撮影し、

監督員へ至急報告提出すること。（様式第6参考）

健全性がDの遊具等のうち、使用禁止措置の実施要否や措置内容を監督員と協議する必要があるものについては、都度リスト化し、写真とともに監督員に提出のこと。

また、様式第3、様式第4～Dについて、D判定の遊具のうち使用禁止処置を行ったものについては綱掛けを行うこと。

8 危険性の高い遊具等の応急措置

監督員が緊急性が高いと判断し、応急措置の指示をした場合は、現場へ急行し、上記7と同様の措置を施すこと。

9 軽度な作業

次の作業は、点検時において行うものとする。

- (1) 遊具等の接合部や取付部の緩みの締め付け、調整
- (2) 部分脱落又は破損遊具等の撤去
- (3) 遊具等の錆等による稼動部分の復旧
- (4) 遊具等のきしみ音を発している稼動部分への注油

10 業務報告

(1) 受注者は、委託業務を履行した時は、業務実施報告書及び上記6の遊具等安全点検表等を発注者に提出しなければならない。

なお、提出期限等は下表のとおりとする。

業務報告に必要な書類	前期（4～9月） 後期（10～3月）	提出期限	提出媒体
業務実施報告書	前期分 後期分	9月30日 3月31日	紙
様式第1 遊具等別安全点検総括表	後期分	3月1日	DVD-R
様式第2 公園別遊具等安全点検総括表	後期分	3月1日	DVD-R
様式第3 公園遊具等安全点検表	後期分	3月1日	DVD-R
様式第4～A～D 公園別健全度別遊具等一覧表	後期分	3月1日	DVD-R
様式第5（参考様式） 健全度整理表	後期分	3月1日	DVD-R
様式第6 緊急時応急措置処理・使用禁止一覧表	前期分 後期分	9月30日 3月1日	紙
その他 遊具等の現況写真	後期分	3月1日	DVD-R

(2) 写真ファイル形式は、JPEGにすることとし、写真ファイルの整理は公園ごとにフォルダ管理したうえで、別紙1「施設リスト」に基づいて写真を分類すること。

（例）中央公園 ベンチの場合

フォルダ名「た行」→フォルダ名「ち」→フォルダ名「中央」→フォルダ名「ベンチ」

(3) 提出期限が土曜日、日曜日又は休日にあたる場合は、その直前の平日までとする。

(4) その他、監督員の指示に従うこと。

1.1 労働環境の確認に関する調査票の提出等

- (1) 受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、鹿児島市指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
- (2) 鹿児島市は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
- (3) 鹿児島市は(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であったと認められる場合は、受注者に対し、改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を鹿児島市に提出するものとする。

別紙1

【施設リスト】

100	園名板
101	全景
102	エリア全景
200	ブランコ
209	保護柵
210	滑り台
220	鉄棒
230	スプリング遊具
240	砂場
250	木製複合遊具
260	鉄製複合遊具
270	ジャングルジム
280	メリーゴーランド
290	シーソー
300	雲梯(単体)
310	吊りイヤブランコ(単体)
320	吊りボール(単体)
330	レンジャーロープ(単体)
340	登り棒
350	バスケットゴール
360	サッカーゴール
370	石山コンクリート
380	形象遊具
390	擬木(遊具)
400	健康遊具
410	アスレチック遊具
420	擬木
430	飛びタイヤ
440	伝声管
450	トンネル

460	サッカーゴール
590	その他遊具施設
600	パーゴラ
610	シェルター
620	スクウェアシェルター
630	四阿
640	野外卓
650	縁台
660	ベンチ
670	スツール
680	土俵
690	展望デッキ
700	照明柱
710	引き込み柱
720	時計柱
730	旗柱
740	トイレ
750	看板
760	注意板
770	掲示板
780	車止め
790	水飲み場
800	展望デッキ
810	バッケネット
820	防球ネット
830	バレー支柱
840	スコアボード
850	テニス支柱
860	審判台

870	スコアボード
880	門柱
890	フェンス
900	擁壁
910	倉庫
920	階段
930	外柵
990	その他公園施設